

理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医療福祉建築協会の定款第40条に定める理事会運営規則について、必要事項を定める。

(議決権)

第2条 理事の議決権の数は1人1個とする。

- 2 理事会に代理人が出席して議決権行使することは認められない。
- 3 理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められない。
- 4 理事が一同に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛否を得る決議も認められない。

(担当理事)

第3条 理事会は定款第4条に定める事業を遂行するため、次の担当理事をおくことができる。

- (1)総務担当理事
- (2)財務担当理事
- (3)その他会長が必要と認める担当理事

- 2 担当理事は会長が指名する。
- 3 担当理事の任期は、会長の指名があった日から理事任期満了の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員 of 定年)

第4条 この法人の理事および監事には、その任期開始の日に満70歳以上の者が就任することはできない。

- 2 役員任期中に満70歳以上に達した者は、その任期満了日をもって退任する。

(役員 of 報酬)

第5条 この法人の理事および監事には、役員報酬を支払わないものとする。

- 2 この法人の理事および監事には、退職金は支払わないものとする。

(委員会等)

第6条 理事会は定款第4条に定める事業遂行のため、必要に応じて委員会等を設けることができる。

2 委員会の運営等に関して必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は理事会の決定による。

附 則

.平成23年4月28日 制定